

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和8年3月9日 (月)
閉 会	令和8年3月9日 (月)
場 所	教育センター 3階 教育委員会室
出席者	教育長 小 林 一 弘 委員 山 野 玲 子 委員 松 本 昭 彦 委員 小 池 亮 子
欠席者	委員 板 橋 英 之
説明のため 出席した職員	教育部長 森 広 一 教育部参事 渡 邊 真 宏 総務課長 峯 岸 孝 徳 学校教育課長 須 藤 英 隆 教育環境課長 糸 井 広 江 生涯学習課長 小 野 里 篤 史 文化財保護課長 向 田 澄 枝 図書館長 下 山 理 枝
事務局職員 出席者	庶務係長 山 本 江 美 子 庶務係 (担当) 栗 原 有 美
時 間	開 会 午後 2 時 00 分 閉 会 午後 2 時 43 分

提 出 議 案		
議案番号	件 名	結 果
議案第4号	桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第5号	桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第6号	桐生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第7号	桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案	原案可決（全員賛成）
議案第8号	桐生市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第9号	桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第10号	桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第11号	桐生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案について	原案可決（全員賛成）
議案第12号	桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決（全員賛成）
議案第13号	令和8年度桐生市教育行政方針案について	原案可決（全員賛成）
議案第14号	桐生市立小・中・義務教育学校及び高等学校の校長、教頭の任免に関する内申並びに桐生市立幼稚園園長の任免について	秘密会にて審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>それでは、これより桐生市教育委員会3月定例会を開会いたします。ただいまの出席者は、4名であります。直ちに会議を開きます。</p>	
教育長	<p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、小池委員を指名いたします。</p>	
教育長	<p>日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>	

	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定いたしました。</p>
教育長	<p>日程第3 事務報告について を議題といたします。 課ごとに順次報告をお願いいたします。 (総務課から順次、建制順に事務報告)</p>
教育長	<p>ただいまの事務報告について、質疑に入ります。 委員の皆さんから、何かございますでしょうか。</p>
山野委員	<p>教育環境課長に伺います。先ほどは適正配置について、今までのたくさんの資料や会議を集約した資料をいただきありがとうございました。次年度に向けて総合準備委員会を立ち上げるというものでしたが、今の段階で差し障りのない範囲で、どのようなメンバーで進めるのか教えていただければと思います。</p>
教育環境課長	<p>来年度、実施計画が固まりましたら総合準備委員会を開催する予定です。現在、要綱を作成しております。今までの検討委員会や地域協議会と同様に、地域の方々や PTA のの方々そして学校関係者など、なるべく幅広くいろんな方々に入っていただくという形で考えているところです。</p>
山野委員	<p>具体的になってくると、いろんな問題について、市を挙げて様々な分野から専門的なものが必要になってくると思うので、ご苦労もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>他に何かございますか。</p>
松本委員	<p>今年度の小学校、中学校の卒業生数から4月に入学する新1年生の入学生数はわかりますか。わからなければ後で教えてください。多分、いろいろな意味で人数的なところが、今までデータでもきちんと出ているので、だからこそ、各地域でこれだけ深まった話し合いがされていると思いますし、教育委員会できちんとしたデータを出している証拠なのだろうなと思いました。 別件ですが、先ほど文化財保護課の方で、赤城神社関係で、想定外にいろいろなものが出ていると説明されていましたが、それは量的にたくさん出ているというのか、あるいは想定した年代ではなくて違う年代のものが出た</p>

	りという質的な想定外なのか、伺います。
文化財保護課長	赤城神社前遺跡の発掘調査は場所がとても広くて、数も多く出ているのと、いろいろな時代の住居跡が重なって出てきています。
松本委員	あそこは昔からいろいろな人たちがそういうものを築いてきたというのが積み重なってできている場所、住みやすかった場所ということですか。
文化財保護課長	はい。以前に行った調査と併せて、古墳時代から奈良・平安時代にかけての中心的な集落であると思われ、今回の遺跡と近くの中里後遺跡、大雄院前遺跡を含めた広沢地域が渡良瀬川右岸域の中心と考えられる結果を示しています。
松本委員	ありがとうございました。
教育長	これから整理して報告書にまとめていくのに時間がかかると思いますが、非常に興味深いものが出てきているかもしれませんね。ありがとうございます。 他に何かございませんか。
学校教育課長	先ほどの松本委員のご質問に対する答えを用意していなくて申し訳ないのですが、今年度、小中学校の児童生徒数から来年度の総児童生徒数を引くと約 190 名減ということになります。
松本委員	簡単に言うと、中 3 で卒業していく生徒と新一年生で入ってくる児童を比べるとそれだけの差があるということですね。
学校教育課長	具体的な卒業生の数はこの後報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
教育長	義務教育の世代が 190 人くらい減ということですね。 他にありますか。
小池委員	教育環境課長に適正配置の件で伺いたいのですが、小学生とか中学生の子供がいる家庭はお便りをいただいているのですが、未就学のお子さんがあるご家庭にはどういった形で情報を発信しているのですか。
教育環境課長	小中学校の保護者の方と同じように市内の幼児教育施設に通ってらっしゃ

	<p>る保護者の方にはお便りを紙の形でその地区の、園のある地区のものですが、お渡ししています。それから、各校配布の公民館だよりには2次元コードがついていて、そちらの方を見ていただくと、お便りの方に行けたり適正配置の資料のところが見られるように、ホームページを活用できるようになっています。また公民館全てに全ての地区のお便りを置くという形で、いつでも皆さんに見ていただけるようにしておりますのでご活用いただくとありがたいです。</p>
小池委員	<p>議事録とかがホームページに細かく載っているかと思いますが、それに関して問い合わせや意見が来ることは今までありますか。</p>
教育環境課長	<p>はい。何件かお問い合わせをいただいておりますが、数的にはそれほど多くないので、もう少し周知していけるといいのかなと思っています。</p>
教育長	<p>未就学の子供を持つ親御さんからのお問い合わせが何件かありましたね。</p>
教育環境課長	<p>はい。来庁していただいて、この後どうなるのかというお話をいただいたこともありました。</p>
教育長	<p>未就学の方々がこれからの中心になってくるので、紙のお便りできめ細かく対応しています。</p>
教育長	<p>他に何かございますか。 質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p>
	<p>日程第4 議案第4号 桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第5号 桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第6号 桐生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第7号 桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案、議案第8号 桐生市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案、以上、5件を一括議題といたします。 事務局から提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第4号から議案第8号についてご説明申し上げます。 令和8年4月1日付けの機構改革により、教育委員会の組織が改編される</p>

	<p>ことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>以上5件、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。委員の皆様より何かございますでしょうか。</p>
松本委員	<p>市史編さん室が市民生活部から教育部へというお話ですが、喫緊に今所掌している市史編さん室の業務内容に何か課題が特にあるということではなくて、ただ単に機構改革の一環としてこういう形になっているのですか。</p>
教育総務課	<p>今回4月1日の全庁的な機構改革に伴いまして市民生活部に所管がありました市史編さん室が教育部にということで、市史編さんの内容についても各種教育資料としても使える部分もあるということで今回見直しとなって教育部の方に移管されてくるということです。</p>
松本委員	<p>市史編さん室で今取り扱っている内容や課題的なものが市民生活部よりも、教育部の方がふさわしいからこちらへ移ったという意味ではなく、全体的な機構改革の見直しの中の一環としてこのようにされたということですね。</p>
教育総務課長	<p>その通りです。</p>
教育長	<p>他に何かございますか。</p> <p>質疑も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。</p> <p>まず、議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

教育長	<p>よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第6号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第9号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。</p> <p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第9号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案 についてご説明申し上げます。</p> <p>学校施設の使用料について、桐生市立学校施設使用条例施行規則で規定する利用者が使用する場合の減免率について、現状に即した扱いとするための特別措置を、引き続き1年延長するものです。</p> <p>以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくご説明申し上げます。</p>

<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。委員の皆様より何かございますでしょうか。</p> <p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。</p> <p>議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第10号 桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。</p> <p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第10号 桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案 についてご説明申し上げます。</p> <p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴う「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正に基づき、「桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を改正しようとするものです。</p> <p>以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。委員の皆様より何かございますでしょうか。</p> <p>質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。</p> <p>議案第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>

教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第11号 桐生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案について を議題といたします。</p> <p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第11号 桐生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案 についてご説明申し上げます。</p> <p>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴う「桐生市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の改正に基づき、「桐生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しようとするものです。</p> <p>以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。委員の皆様より何かございますでしょうか。</p>
松本委員	<p>この計画についてはよくできているなと思いますが、計画を立てた後、一番大切なことは、計画通りにできているかどうかというフィードバックを、教育委員会としてどのように見ていくのかということだと思います。体制やこの計画をどのように評価をしていくのかということについて決まっていることがあれば聞かせていただきたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>どのように改善が図られているか、その成果についてということですが、こちらの計画に挙げられております具体的な業務の3分類の見直しについて、この見直しの内容が各学校でどのように実践をされているか、学校の方に聞きとりを行っていきたくと思います。</p> <p>また1ページ目のところに時間外の在校時間の状況というのが出ておりますが、こちらの方も踏まえて、どの程度平均が削られて、短くなっているかというところも踏まえながら、評価をして、さらに次年度の計画に繋げていきたいというふうに考えております。また、この取り組みの内容につきましては、学校と教育委員会だけではなくて、やはりあの地域のご協力、保護者のご協力をいただかなければならないところもあるかと思っております。そういったところも踏まえてしっかりと聞き取りをした上で、どんなところで取り組みが実践をされてきているか、また難しい部分はこういったところにあるのか、そのようなどころも踏まえて、評価と次年度の計画に繋げていき</p>

	たいというふうに考えております。
松本委員	調査される方はそれが業務になるので、それが忙しさにつながらないように配慮して適切に実施していただければと思います。
教育長	他にありますか。それでは質疑も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これより採決を行います。
	議案第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	<異議なしの声>
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
教育長	次に、議案第12号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。 事務局の提出理由の説明をお願いいたします。
教育部長	ただいま議題となりました、議案第12号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案 についてご説明申し上げます。 本件は、体育館等使用料について、桐生市又は桐生市教育委員会の後援による事業で使用する場合並びに官公署が公用のために使用する場合の減免率について、現状に即した扱いとするための特別措置を、引き続き1年延長するものです。 以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくご説明申し上げます。
教育長	これより質疑に入ります。委員の皆様より何かございますでしょうか。 質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより採決を行います。 議案第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第13号 令和8年度桐生市教育行政方針案について を議題といたします。</p> <p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第13号 令和8年度桐生市教育行政方針案についてご説明申し上げます。</p> <p>本方針は、令和8年度の具体的な事業施策をまとめた教育行政方針を定めようとするものです。</p> <p>以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。委員の皆様より何かございますでしょうか。</p>
松本委員	<p>非常に良いものができたと思います。是非この行政方針に基づいて成果を上げていただければと思います。</p>
教育長	<p>他に何かございますか。</p>
山野委員	<p>重点事業のところを見やすくまとめていただいてよかったと思いました。年度末で人員が替わっても、これを見れば事業の方向性がわかるというようなわかりやすい資料ができたと思います。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。</p>
教育長	<p>議案第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。</p>

<p>教育長</p>	<p>日程第5 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。4月定例会については、4月15日（水）午後2時から、桐生市教育センター3階教育委員会室での開催を予定しています。5月定例会については、5月18日（月）午後2時から、桐生市教育センター3階教育委員会室での開催を予定しています。</p> <p>次に、6月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
<p>教育部長</p>	<p>6月定例会については、6月11日（木）午後2時からの開催をご提案申しあげます。</p>
<p>教育長</p>	<p>6月定例会については、6月11日（木）午後2時からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、6月11日（木）午後2時に予定させていただきます。会場は、追って、ご連絡いたします。</p> <p>日程第6につきましては、秘密会にいたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6につきましては、秘密会で行います。</p> <p>本件は秘密会となるため、傍聴規則第6条の規定により、傍聴の方々、報道の方々、議案に関係しない職員には、退場していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>